

平成24年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

1 徳島県後期高齢者医療広域連合告示第7号

平成24年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年7月19日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 原 秀 樹

(1) 期日 平成24年8月9日

(2) 場所 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県国保会館3階 研修室

2 平成24年8月9日(木)午後1時30分開会

3 出席議員は、次のとおりである。

1番 岡 南 均	2番 須 見 矩 明
3番 泉 理 彦	6番 川真田 哲 哉
7番 野 崎 國 勝	8番 久保田 哲 生
9番 平 岡 進 治	10番 中 田 丑五郎
11番 笠 松 和 市	12番 原 仁 志
13番 山 根 由美子	14番 後 藤 正 和
15番 坂 口 博 文	16番 影 治 信 良
17番 福 井 雅 彦	19番 原 田 幹 夫
20番 羽 坂 登志馬	21番 西 川 良 夫
22番 玉 井 孝 治	23番 吉 岡 薫
24番 小 坂 重 夫	25番 横 関 道 恵

4 欠席議員は、次のとおりである。

4番 石 原 正 裕	5番 山 崎 雅 史
18番 五軒家 憲 次	

5 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

広域連合長	原 秀 樹	副広域連合長	稲 田 米 昭
副広域連合長	川 原 義 朗	監査委員	藤 原 孝 信
事務局長	谷 口 榮 一	総務課長	鈴 江 正
事業課長	滝 川 勝 正	総務課主査	廣 瀬 晃 代
事業課主査	仁 木 陽 子		

6 職務のため出席した職員の職氏名は、次のとおりである。

総務課係長 岡 本 裕

7 議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名について

- 第2 会期の決定について
- 第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 第4 監査委員による監査報告について
- 第5 同意第2号 徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第6 議案第6号 平成24年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第7号 平成23年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 請願第1号 後期高齢者医療についての請願

8 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 日程第4 監査委員による監査報告について
- 日程第5 同意第2号
- 日程第6 議案第6号及び議案第7号
- 日程第7 請願第1号

(午後1時30分開会)

○議長（須見矩明君）

ただ今から、平成24年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

広域連合長から、招集の挨拶があります。

○議長（須見矩明君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

平成24年8月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席賜り誠にありがとうございます。

さて、平成20年度の制度開始以来、4年が経過いたしました後期高齢者医療制度でございますが、現政権におきまして、現行制度の廃止を前提に新たな制度の創設を目指した検討がなされてきたところでございます。

しかしながら、今国会におけます社会保障と税の一体改革を巡る協議の結果、今後の後期高齢者医療制度は社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得るよう関係法案が提出されておりますが、現時点におきましても、制度自体がどうなるのか不透明な状況が引き続き、続いております。

そのような状況ではございますが、当広域連合といたしましては、引き続き国の動向を注視しながら、現行制度が続く限り、被保険者の皆様方に安心して医療を受けていただける制度運営を責務としてまいりますので、今後とも議員の皆様方の一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今定例会には、副広域連合長の選任同意を始め、平成24年度特別会計補正予算などの2件の議案を提出いたしております。詳細につきましては、後ほど事務局から御説明申し上げますので、十分御審議を賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶といたします。

○議長（須見矩明君）

これより、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告を致します。まず、議員の辞職について御報告申し上げます。

小松島市選出の井内建治議員、美馬市選出の藤川俊議員、三好市選出の木下善之議員、北島町選出の増谷禎通議員、藍住町選出の江西博文議員が閉会中に各市町の議会におきまして辞職されております。ここに、改めまして、辞職されました議員の皆様方の御尽力に対しまして感謝申し上げます。御報告とさせていただきます。

次に、このほど小松島市、美馬市、三好市、北島町及び藍住町議会議長から、それぞれ広域連合議会議員選出の通知があり、これを受理しております。

次に、監査委員から、4月から7月までに実施した例月出納検査及び決算審査の結果について、議長宛てに報告書が提出されております。

次に、徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治法第291条の3第3項及び同法第291条の11の規定により、各市町村議会におきまして、改正案がそれぞれ可決され協議が調ったため、県に届出をし、手続が終了した旨、連合長から報告されております。以上、御報告申し上げます。

次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

(14番後藤正和君入場)

○議長(須見矩明君)

なお、本日の会議に欠席の届出がありました方は、4番石原正裕君、5番山崎雅史君、18番五軒家憲次君、以上であります。

○議長(須見矩明君)

それでは、日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において、3番泉理彦君、23番吉岡薫君のお二人を指名いたします。

○議長(須見矩明君)

次に、日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(須見矩明君)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(須見矩明君)

次に、日程第3新たに選出された議員の議席の指定を行います。

なお、このたび本広域連合議会議員に選出されました方々は、小松島市から石原正裕君、美馬市から久保田哲生君、三好市から平岡進治君、北島町から羽坂登志馬君、藍住町から西川良夫君、以上の方々であります。

新たに選出された議員の議席については、会議規則第4条の規定により、議長において、ただ今、御着席のとおり指定いたします。

○議長(須見矩明君)

次に、日程第4監査委員による監査報告については、本定例会に上程されております議案のうち、決算に関する案件がございますので、藤原代表監査委員に監査結果の報告を求めます。

○議長（須見矩明君）
藤原監査委員

○監査委員（藤原孝信君）

監査委員の藤原でございます。議長から監査報告を求められましたので、決算審査の結果を御報告申し上げます。地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成23年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、7月18日、決算審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準じて調製されており、関係諸帳簿並びに証拠書類等を照合し、慎重に審査をした結果、決算書及び関係書類の係数は正確であり、会計処理手続につきましても適正であると認めるところでございます。なお、予算の執行につきましては、関係法令及び予算の議決の趣旨に則り、適正かつ効率的に執行されているものと認められましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（須見矩明君）

次に、日程第5同意第2号徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○議長（須見矩明君）
連合長

○広域連合長（原秀樹君）

ただ今、御提案いたしました徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について御説明申し上げます。本案は、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項及び第12条第5項の規定に基づき、徳島県市長会副会長、稲田米昭氏の副広域連合長への選任について、同意をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須見矩明君）

お諮りいたします。本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

御異議なしと認めます。よって、本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（須見矩明君）

ここで、ただ今選任されました副広域連合長の出席を求めることにいたします。

（副広域連合長稲田米昭君入場）

○議長（須見矩明君）

副広域連合長から御挨拶があります。

○議長（須見矩明君）

稲田米昭君

○副広域連合長（稲田米昭君）

皆さん、こんにちは。貴重な時間を頂きまして、挨拶をする機会を頂きました。本当にありがとうございます。ただ今、皆様方の御同意を頂き、副広域連合長の要職に就任をさせていただくことになりました、小松島市の稲田米昭です。

原広域連合長のもと、今後とも国の動向について注視を致しながら、県内市町村との連携強化を図り、現行制度の円滑かつ効率的な運営に努めてまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、なお一層の御指導、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。言葉足らずではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうか、今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（須見矩明君）

次に、日程第6議案第6号平成24年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第7号平成23年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。以上2件の提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長（須見矩明君）

事務局長

○事務局長（谷口榮一君）

議案第6号から議案第7号までを順次御説明させていただきます。恐れ入りますが、資料②の予算議案の3ページをお願いを致します。議案第6号平成24年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる

ものでございます。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億298万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,113億6,301万1,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。この補正予算の概要でございますが、平成23年度療養給付費負担金等において精算を行った結果による国や県、市町村、社会保険診療報酬支払基金等への追加納付及び償還並びに現行の広域連合電算処理システムの更新整備を行うものでございます。次に、債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。この債務負担行為は、広域連合電算処理システムを整備するに当たり、複数年にわたる継続的契約が必要なため、平成25年度から平成29年度までの期間において、一般財源を財源といたしまして、限度額を4億6,963万4,000円と定めるものでございます。

次に、議案第7号につきまして御説明させていただきます。恐れ入ります、資料④決算認定議案の1ページをお願いを致します。議案第7号平成23年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いを致します。一般会計の決算の概要につきましては、恐れ入ります、資料⑤の15ページをお願いを致します。実質収支に関する調書でございますが、一般会計の歳入総額は1億2,771万7,953円、歳出総額は1億2,315万6,599円、歳入歳出差引額は456万1,354円、実質収支額も同額でございます。なお、実質収支額は地方自治法第233条の2の規定により、全額財政調整基金に繰り入れるものでございます。次に、特別会計の決算の概要でございますが、同じく資料⑤の41ページをお願いを致します。実質収支に関する調書でございますが、特別会計の歳入総額は1,056億2,682万2,259円、歳出総額は1,054億9,064万8,383円、歳入歳出差引額は1億3,617万3,876円、実質収支額も同額でございます。なお、実質収支額は、平成24年度に全額繰り越すものでございます。以上でございます。よろしくをお願いを致します。

○議長（須見矩明君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

○議長（須見矩明君）

これより、質疑及び一般質問に入ります。一般質問の通告がありましたのは、1名であります。通告者の発言を許します。

13番山根由美子君

○13番（山根由美子君）

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

徳島県後期高齢者医療広域連合の保険料の滞納状況についてお聞きいたします。まず始

めに、保険料の滞納状況と徳島県後期高齢者医療広域連合が発行する短期保険証交付の実態についてお伺いしますが、分かりやすく滞納者数及び普通徴収の被保険者数、徴収率あるいは収納率、短期証の交付数、資格証明書は発行されていないと思いますが、もしあれば確認のためにお伺いいたします。

短期被保険者証の交付の狙いの1つは、滞納被保険者の収納対策であると思っておりますが、私は滞納者に対して4か月の期限を切った短期保険証を交付すること自体が問題だと考えております。お聞きしますが、徳島県後期高齢者医療広域連合におきましては、どのような基準で短期保険証を交付するのか、またどのような状況になった時に、その対象から外されるのでしょうか。お伺いいたします。

短期保険証の交付状況をみてみますと、平成23年8月1日現在761名、12月1日現在433名、平成24年4月1日現在には325名と短期保険証発行件数は減少傾向にあります。どのような状態が生まれたのか。

今年度、第3期保険料の改定で第2期保険料比、全国1の13パーセントアップによる影響で短期保険証にならざるを得ない高齢者が増えるおそれがあると思っておりますが、御所見をお伺いします。

次に、一部負担金減免制度についてでございます。一部負担金問題につきましては、徳島県後期高齢者医療広域連合で平成20年7月に取扱要綱を策定いたしておりますが、一部負担金減免制度について、5問お伺いいたします。1番目は、平成24年2月に行われた徳島県後期高齢者医療広域連合議会の一般質問の答弁では、一部負担金減免制度は3人しか利用がないということでございますけれども、制度の周知がされているのでしょうか。

2番目、制度の内容が、いわゆる実態に合わないのでしょうか。どう判断されているのでしょうか。

3番目、保険料を滞納している人に対するの取扱いについてお伺いします。

4番目、収入のない恒常的な低所得者こそ減免の対象に拡充する考えについてもお伺いいたします。

5番目、減免制度を活用した場合の財源として国から半分くらいは交付されるということでございますが、どうなのか、御意見を求めます。

次に、国が進める医療費適正化事業に関連して、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の利用促進策についてお伺いいたします。医療費などの抑制策の1つとして、厚生労働省は後発医薬品の数値シェアを30パーセント以上にするという目標を掲げています。一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べ薬価が安くなっているため、この普及は患者負担の軽減や医療保険財政の改善につながるものと考えております。国においても、後期高齢者の医療費の伸びを適正化するために、医療費適正化事業においても、ジェネリック医薬品の利用促進のための普及、啓発に広域連合が努めた場合、その事業に対して一定の補助金を交付するということでございます。平成24年7月1日付けの国保新聞によりますと、後発医薬品の使用状況で徳島県の普及率は14.6パーセントで、全国平均を5.7ポイント下回り、最高使用の沖縄県と徳島県とで18ポイントの開きがあるとし、後発薬の使用が進んでいない徳島県の対応が求められております。そこで、お尋ねいたしますが、医療費適正化に向けた方策の1つとして、1番目、ジェネリック医薬品普及にどのように取り組むおつもりなのでしょうか。被保険者の方々にジェネリック

医薬品の利用促進のための広報周知の進め方についてお伺いいたします。

2番目、徳島県後期高齢者医療広域連合が医療費抑制のために取り組んでいる施策があればお聞かせ願います。

3番目、患者さんの方から主治医に対して安い薬を使ってくださいとはなかなか言えません。できることなら、徳島県後期高齢者医療広域連合の方から医療機関に対して利用促進という意味で医療機関の側から患者さんに声を掛けていただくようお願いしたと思いますが、いかがでしょうか。

4番目、薬局の窓口などで提示するジェネリック医薬品意思表示カードを後期高齢者の全被保険者に配布するお考えについてもお聞きいたします。

次に、徳島県後期高齢者医療広域連合における健康診査についてお尋ねいたします。後期高齢者の健康診査につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年度から各広域連合の努力義務とされました。徳島県の健康診査受診状況をみてみますと合計で24.23パーセントとなっています。県内の75歳以上11万9,000人中、受診対象者は2万2,792人、約2割です。受診率向上に向けての努力目標と、今後の取組について、健康保持増進のため、受診対象者を増やすべきだと考えます。そこでお聞きいたしますが、1番目、徳島県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の健康保持増進のため全体でどれくらいに目標を設定されているのでしょうか。

2番目、受診率向上計画と今後の取組についてお伺います。

3番目、徳島県後期高齢者医療広域連合の方から、国の方に後期高齢者に健診を義務化するよう要望してはどうでしょうか。お伺いいたします。

次に、後期高齢者医療制度の廃止棚上げについてでございます。後期高齢者医療制度は医療費の抑制が最大の狙いです。高齢者にとって、過酷な保険料徴収、年齢による差別、健康診査や人間としての存在も否定しかねない差別のある制度と考えております。また、この制度は、年金は減っているのに保険料は天引きされ、払えなければ保険証の取り上げ、保険料はずっと上がり続ける、病気にかかるリスクの高い高齢者だけを切り分けて保険が成り立つはずがありません。この制度が続く限り高齢者の苦しみは積もるばかりでございます。野田首相は7月18日、後期高齢者医療制度の廃止を断念する意向を表明しました。徳島県後期高齢者医療広域連合として、民主党政権に対して、選挙公約どおりに後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、元の老人保健制度に戻すよう要望すべきと考えますが、連合長のお考えをお聞きいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（須見矩明君）

事務局長

○事務局長（谷口榮一君）

御質問に順次御答弁を申し上げます。一点目の保険料の滞納状況についてでございますが、保険料滞納者数は平成24年5月31日現在1,102人となっております。収納率は99.30パーセントでございます。所得階層別の内訳につきましては、同一世帯内の世帯全員が非課税かつ所得が一定基準以下である区分Ⅰの被保険者が223人、同一世帯内の世帯全員が非課税である区分Ⅱの被保険者が304人、住民税課税所得が145万円

以上である現役並み所得者及びその方と同一世帯に属する被保険者が88人、現役並み所得者、区分Ⅰ、区分Ⅱに該当しない被保険者が487人となっております。

普通徴収の被保険者数は、平成24年8月6日現在3万2,170人となっております。

短期被保険者証の交付数につきましては、平成23年8月1日現在761人、平成23年12月1日現在433人、平成24年4月1日現在325人となっております。

資格証明書につきましては、厚生労働省が「高齢者が必要な医療の機会が損なわれることのないよう原則としては交付しないこと」を基本方針としていることから、交付実績はございません。

次に、2の短期保険証の交付についてでございます。保険証の交付は、前年度1期（8月納期）から7期（2月納期）までの保険料に未納がある被保険者に対して、未納の金額に関わらず短期被保険者証を交付を致しております。

また、市町村における納付相談等において、作成した納付計画を誠実に履行し、確実に納付することができると判断できた被保険者に対して、短期被保険者証ではなく、通常の被保険者証を交付をすることといたしております。

保険料を滞納している被保険者に対しては、納付相談の機会を増やし、保険料納付を直接働きかける場を設けたり、個々の状況に応じたきめ細やかな収納対策を行ったため、短期被保険者証の発行件数が減少したものと考えております。

平成24年度保険料は前年度に比べて保険料率を引き上げざるを得なかったことから、被保険者の負担は増えておると考えております。景気の動向が不透明な中、この度の改定がどの程度収納率に影響するのかは、見えない状況ではございますが、今年度保険料の第1期の納期限が8月末であることから、今後の納付状況を見極めたいと考えております。

次に、3の一部負担金減免についてでございます。まず、一部負担金減免制度の周知がなされているのかとの御質問でございますが、この制度は、災害その他の特別な事情に該当したことにより、一時的に一部負担金を支払うことが困難と認められる場合に、一部負担金の減額、免除を行うというものであり、災害等により損害を被った場合には市町村の窓口等において、周知、相談業務等を行っていただくことにより、対応を致しております。

制度の内容がいわゆる実態に合わないのか、どう判断されているのかについてでございますが、一部負担金の減額、免除については、高齢者の医療の確保に関する法律第69条に沿って徳島県後期高齢者医療広域連合一部負担金減免取扱要綱を定めて実施をしているところでございます。したがって、制度の内容については、国の法律に即したものであると判断を致しております。

保険料を滞納している人に対するの取扱いについてでございますが、未納の保険料について、完納の確約がされている者及び納付相談を行い、その誓約事項を誠実に履行している者に対して、一部負担金減免取扱要綱に基づきまして、一部負担金の減額又は免除をすることといたしております。

減免の対象を収入のない恒常的な低所得者にまで拡大することについてでございますが、恒常的な低所得者で、一部負担金の支払が困難となる世帯には、世帯の状況を把握し、他に活用できる制度があれば、相談するよう進める等、細やかな対応を市町村等をお願いを致しております。恒常的な低所得者の減免の拡充については、全ての被保険者への更なる

負担を強いることから、拡充は困難であると考えております。

次に、減免制度への国からの交付財源についてでございます。世帯の収入の合計が基準額以下の被保険者に対し、災害等による一部負担金の減免を行った場合に減免額の2分の1以内の額が特別調整交付金として国から交付されることになっております。

次に、4の医療費適正化事業についてであります。ジェネリック医薬品の利用促進のための広報周知についてでございますが、ジェネリック医薬品を利用した場合に、削減効果の高い被保険者を対象にジェネリック医薬品利用差額通知の発送を9月に予定を致しております。送付時には、「ジェネリック医薬品お願いカード付きリーフレット」を同封し、啓発を致します。また、市町村広報及び市町村窓口においてもパンフレット等を用いて周知を致しております。

広域連合が医療費抑制のために取り組んでいる施策についてでございますが、当広域連合では、市町村及び関係機関等と協力しながら、医療費適正化事業を実施を致しております。医療費適正化事業といたしましては、被保険者に健康や医療に理解を深めていただくため、医療費通知を年間3回送付をしており、診療報酬の適正な支払をするため、レセプトの二次点検も実施を致しております。また、市町村では「かんたんガイド」等のパンフレットを用いて医療費適正化についての周知をお願いを致しております。今後とも、市町村及び関係機関等と協力して、医療費の抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

医療機関に対して医療機関の側から患者に声掛けしていただくことについてでございますが、ジェネリック医薬品の利用促進についての取組は、個々の被保険者の状況に合わせた啓発を行うことに意義があり、短期処方薬等を服用している場合など、ジェネリック医薬品の利用促進ができない場合もございます。患者に対して適切な医療行為をしていただく医療機関から声掛けをしていただくことは困難であると考えております。

また、同様の理由によりまして、ジェネリック医薬品を利用した場合の削減効果が高い被保険者に差額通知及び「ジェネリック医薬品希望カード」を送付することにより普及啓発に努めたいと考えております。同時に、希望者には市町村窓口において「ジェネリック医薬品希望カード」が付いたパンフレット等を配布することで利用促進に取り組んでいるところでございます。

次に、5の健康診査についてでございます。当広域連合では、被保険者の生活習慣病等、早期発見のため健康診査を実施を致しております。平成23年度は被保険者のうち生活習慣病による受診のない方2万2,792人に受診券を発行し、5,523の方が受診し、受診率は24.23パーセントとなっております。

受診率向上のために、受診申込み期間の見直し、市町村広報等による周知の徹底を行っており、今後につきましても、市町村や医師会と連携し、健診についての広報の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、健診を全員に、との御質問でございますが、後期高齢者医療制度における健康診査は、生活習慣病の早期発見及び重症化の防止を目的に実施をしているものでございます。こうしたことから、糖尿病などの生活習慣病で治療中の方は、医師の管理下で既に治療を受けられているものと考えられますことから、改めて健康診査を受診していただく必要性は低いものと考えております。以上でございます。

○議長（須見矩明君）

連合長

○連合長（原秀樹君）

山根議員の御質問にお答えを申し上げます。後期高齢者医療制度につきましては、今年2月17日に閣議決定をされた社会保障・税一体改革大綱において、「関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。」と明記されているところでございます。

一方で、後期高齢者医療の後継の制度では、財政的な運営主体として、新たな制度の具体的なあり方については、厚生労働大臣の主宰による高齢者医療制度改革会議で検討されているところでございます。

それによりますと、現行の後期高齢者医療広域連合に対して指摘されている問題点の解消策として、地域の医療提供のまともに見合った保険者となるように安定的な運営のできる財政規模を確保することを鑑み、新たな制度での第一段階においては、75歳以上の医療サービスについては、市町村による広域連合ではなく、都道府県が担うことが適当であるとされているところでございます。

しかしながら、閣議決定をされている関係者の理解を得るために、国が全国知事会と協議いたしましたところ、全国知事会は、国における財政責任や国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議における合意事項の反映が不明瞭であるということを理由に、後期高齢者医療制度の廃止を含む高齢者医療制度の見直し案には批判がございました。

こうした経緯によりまして、国会においては、後期高齢者医療制度は、年金制度等の社会保障制度とともに社会保障制度改革国民会議で論議することとされ、当該会議を設置する社会保障と税の一体改革関連法案が衆議院では議決されておりますが、現時点におきましても、制度自体がどうなるのかは不透明な状況が引き続き、続いております。

このような状況であることを踏まえまして、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（須見矩明君）

以上をもって、通告による一般質問は終わりました。これをもって、質疑及び一般質問を終結いたします。

○議長（須見矩明君）

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（須見矩明君）

これより、順次、採決を致します。なお、採決は、起立によって行います。

○議長（須見矩明君）

お諮りいたします。まず、議案第6号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須見矩明君）

起立多数であります。よって、議案第6号については、原案どおり可決されました。

○議長（須見矩明君）

次に、議案第7号について、原案どおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須見矩明君）

起立多数であります。よって、議案第7号については、原案どおり認定することに決定いたしました。

○議長（須見矩明君）

次に、日程第7請願第1号後期高齢者医療についての請願を議題といたします。今定例会において受理いたしております請願は、お手元にお配りいたしております請願文書表のとおりであります。

○議長（須見矩明君）

それでは、請願第1号の紹介議員であります山根由美子君に、請願の説明を求めます。

13番山根由美子君

○13番（山根由美子君）

先ほど一般質問で質問いたしました件と重複する部分がありますが、請願者の意をくんで簡潔に申し上げます。

1番目は、後期高齢者医療制度は、お年寄りの医療費を別勘定にして、散々肩身の狭い思いをさせて無理矢理医療費を抑制する、人間としての尊厳を踏みにじり長寿を喜べない、世界に類のないのがこの制度です。戦後日本の発展に尽くしてこられた先輩に対する敬いの念が感じられないのがこの制度です。この様な後期高齢者医療制度は速やかに廃止し、元の老人保健制度に戻すように徳島県後期高齢者医療広域連合の方から、政府に意見書を提出するように求めるものでございます。

2番目は、2年ごとに値上がりする保険料は高齢者が生きている限り、際限なく値上がりが続きます。次期保険料改定時には、県、市町村からの財政援助を仰ぐなど、あらゆる

手立てを講じて、保険料の引上げをしないように求めるものでございます。

3番目は、徳島県独自の保険料減免制度を設け、保険料滞納者への資格証明書、短期保険証の発行はしないように求めるものでございます。

4番目は、保険料減免制度の拡充を図り、生活保護基準の130パーセント以下の世帯を減免対象とした徳島県後期高齢者医療広域連合独自の基準を設けるように要望するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（須見矩明君）

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

○議長（須見矩明君）

これより、討論に入ります。討論は、ありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（須見矩明君）

これより採決を行います。請願第1号を採択することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須見矩明君）

起立少数であります。よって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（須見矩明君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました案件については、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件について、その条項、

字句、数字その他整理を要するものについては、これを議長に委任することに決定いたしました。

○議長（須見矩明君）

以上をもって、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

○議長（須見矩明君）

閉会前に広域連合長から挨拶があります。

○議長（須見矩明君）

連合長

○連合長（原秀樹君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の定例会におきましては、御提案申し上げました副広域連合長の選任を含む議案等につきまして、御審議を賜り、いずれも原案どおり御同意、御可決を頂きましたことに厚くお礼を申し上げます。

議案審理の過程におきまして、御指摘のありました点につきましては、十分に検討し、今後の広域連合の運営に反映させてまいる所存でございますので、引き続き議員各位の格別の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（須見矩明君）

これをもって、平成24年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さんでした。

（午後2時17分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年8月9日

議 長

須 見 矩 明

会議録署名議員

泉 理 彦

会議録署名議員

吉 岡 薫